

総務委員会資料

1 請願・陳情の審査

(1) 請願第39号 中東情勢によるナフサショック等の建設資材緊急対策に関する請願

資 料 中東情勢に関する市内事業者への影響等について

経済労働局

令和8年7月23日

1 市内事業者の状況等

(1) 経済労働局ヒアリング結果

経済労働局においては、関係業界団体を中心にヒアリング調査を実施。

ヒアリング実施期間：1回目 3月下旬～4月中旬頃／2回目 5月中旬～5月下旬頃／3回目 6月中旬～7月上旬頃

対象者：製造業、建設業、運送業、卸売・小売業、生活関連サービス業、農業関係等の各団体及び事業者

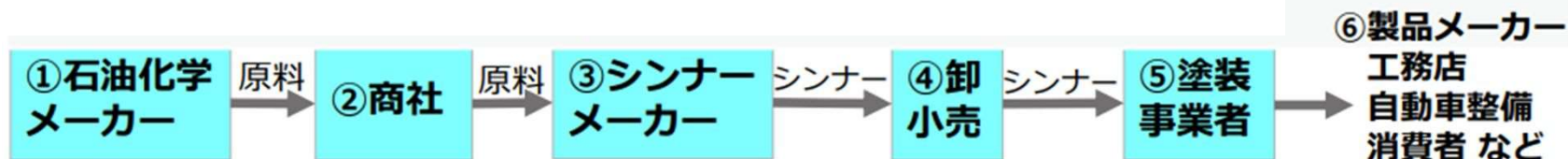
対象数：1回目：合計27者、2回目：合計44者 3回目：合計39者

回数	ヒアリングにより確認した主な状況
1回目 (3月下旬～4月中旬頃)	•シンナー、塗料、関連した部材の入手困難、購入制限、大口取引先の優先、新規受付制限、調達価格の上昇 •シンナー不足による塗装工程の遅れにより業務が停止 •合成樹脂、ポリ袋、食品容器等の入手困難、納期遅れ、調達価格上昇、新規受注・調達数・品目の制限
2回目 (5月中旬～5月下旬頃)	•シンナー・塗料・切削油・潤滑油、接着材、住宅用設備、塩化ビニル管関連製品、梱包材（プラスチック製品、緩衝材等）等の入手困難、または購入制限。出荷停止製品もあり。納期長期化、資材価格上昇も発生。 •価格転嫁については、一部可能な事業者もいるが、転嫁が困難な事業者もいる。 •資材が調達できないと、新規受注停止・事業延期・中止の恐れ。
3回目 (6月中旬～7月上旬頃)	•シンナー、塩化ビニル管関連製品、ユニットバスなど一部の資材では少しずつ調達状況に改善が見られるが、一部入手困難な製品もある。調達価格については、全体的に高止まりの状況。 •価格転嫁の実施については、事業者により様々な状況。 •全体的に割高・品薄の影響を受けているものの、事業停止に至る事業者は確認出来ず。

2 国の取組について

(1) 国による目詰まりの解消施策について

経済産業省等が「燃料油・潤滑油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供窓口」を設置し、事業者等から情報を収集している。ここで目詰まりが見受けられた場合、川下から川上へ原因を特定し解消に向けた取組を実施している。
(第8回中東情勢に関する閣僚会議資料より抜粋)



類型	事例	解消策
【1】 原料・製品の供給見通しが共有されず、供給量を抑制 (①～③)	石油化学メーカー（①）が、「4月は前年並み、5月以降の供給量未定」と供給先に伝えたところ、商社（②）やシンナーメーカー（③）が、万が一の供給制限に備えて、4月分から供給量を半減させた。	経産省から、商社やシンナーメーカーに対し、川上企業が供給継続する見通しを伝え、目詰まり解消。
【2】 事業者間でのタイムリーなコミュニケーションが不足 (③～④)	3月半ばに、シンナーメーカーA社（③）が4月以降のシンナー供給制限を卸小売B社（④）に通知。 4月半ばには、シンナー供給量が通常通りに回復したが、A社はB社に連絡せず、またB社からA社へも確認しないままだったため、B社への供給状況が改善せず。	経産省から、卸小売りB社に対し、原料・シンナーの供給改善状況を伝え、B社がシンナーメーカーA社に連絡をとり、目詰まり解消。
【3】 川下が実績以上の発注をすることで出荷が混乱 (③～⑤)	建設事業者から大規模修繕工事の一部を受託した塗装事業者C社（⑤）は、通常2週間毎にシンナーを調達しているが、不足を心配し、卸小売りD社（④）に全工事期間1.5ヶ月分のシンナーを一括発注。 D社を含め大量受注を受けたシンナーメーカーE社（③）が出荷調整に時間を要し、出荷遅延が発生。	経産省から、塗装事業者C社に、通常通りの頻度・量での発注を要請。C社が卸小売D社に通常通りの頻度・量を発注し、目詰まり解消。

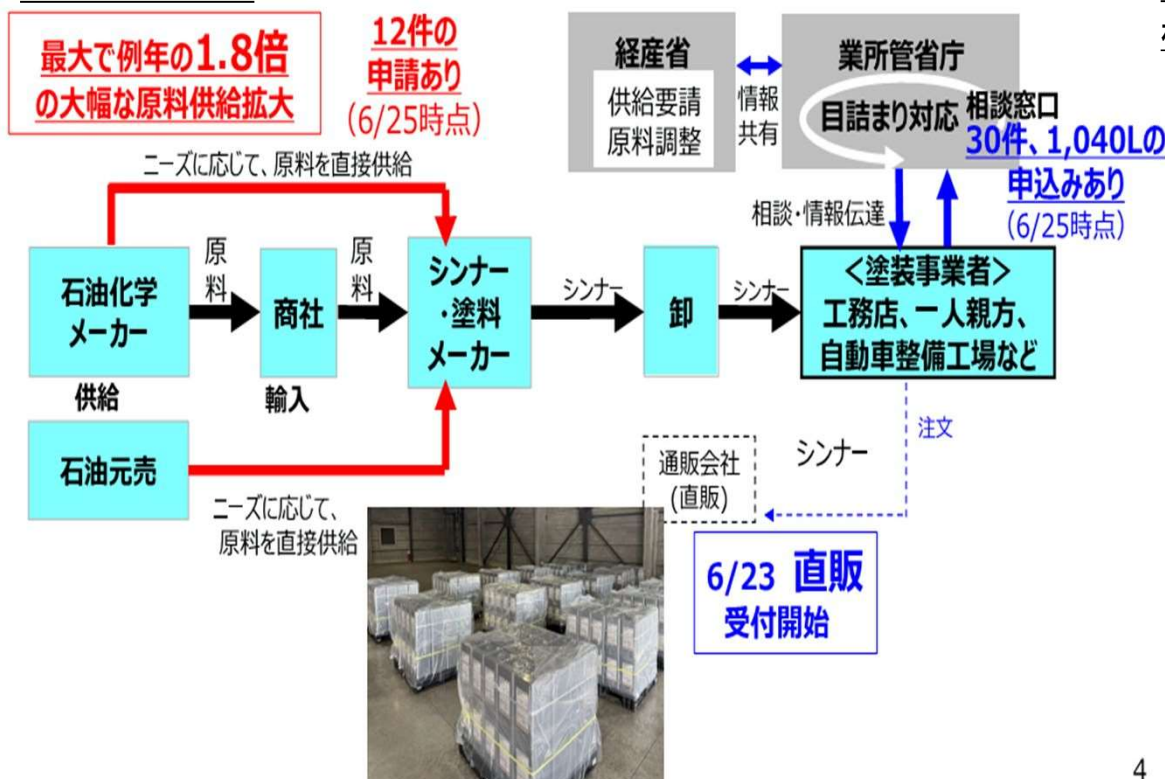
2 国の取組について

(2) 国による直接販売のスキームについて

- ・ 6月3日より「トルエン等シンナー原料を最大で例年の1.8倍供給するスキーム」の受付を開始し、6月25日時点で12件の申請があり、シンナーの供給を順次開始。
- ・ 6月23日より、シンナーメーカーから工務店等にシンナーを直接販売する仕組みを新たに開始。 6月25日時点で30件の申込みあり。
- ・ 国への相談件数は徐々に減少傾向。

(第11回中東情勢に関する閣僚会議資料より抜粋)

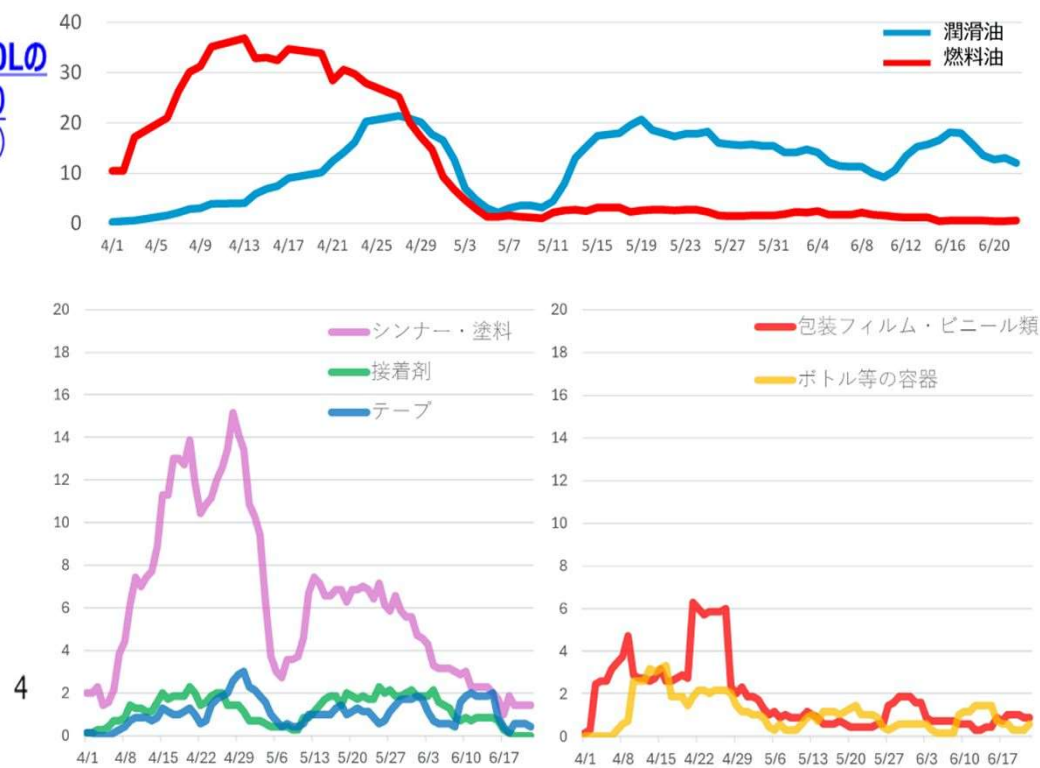
<スキーム>



シンナーほか、燃料油（4／9～）・潤滑油（6／10～）についても直販スキームにより、支援を実施

<国への相談件数の推移>

相談件数の7日間移動平均の推移（件／日）



2 国の取組について

(3) 価格転嫁の取組について

国においては、中東情勢の影響による原材料価格などの上昇においても、適切な価格転嫁が行われるよう、関係業界団体等に対し要請を行っているほか、以下の取組も実施している。

ア 取引駆け込み寺の設置

「支払日を過ぎても代金を支払ってくれない」、「原材料が高騰しているのに単価引き上げの協議に応じてくれない」など中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてアドバイスを実施。単なる相談だけでなく調停による紛争解決などにも対応している。

イ パートナーシップ構築宣言の推進

取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を目的に、発注者が代表者の名前でサプライチェーン全体の共存共栄、委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守などを宣言する。

ウ 取引調査員（取引Gメン※旧称下請Gメン）の取組

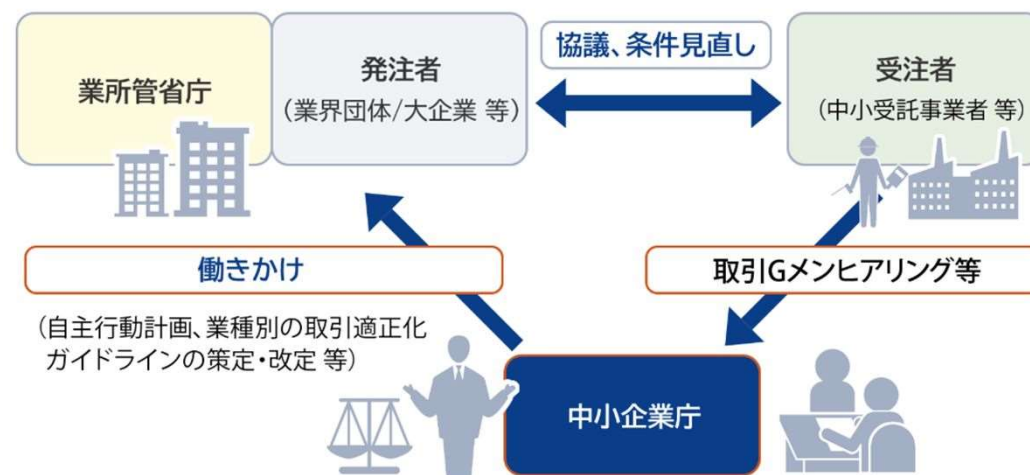
取引調査員が受注者である中小受託事業者を訪問し、価格交渉や転嫁などの価格決定方法や、支払条件、型の保管状況、知的財産・ノウハウの保護等についてヒアリング等を行い、国や業界が定めるルール作りに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促している。

<パートナーシップ構築宣言イメージ>

（パートナーシップ構築宣言ポータルサイトより抜粋）



<取引Gメンスキーム>（中小企業庁HPより抜粋）



3 本市の取組について

(1) 中東情勢の緊迫等に伴う市内中小企業向け経営相談窓口 ※既設の窓口にて対応

中東情勢の緊迫に伴い、市内中小企業者の資金繰り等への影響が懸念されていることから、川崎市（金融課・中小企業溝口事務所）、川崎市信用保証協会、川崎市産業振興財団の窓口にて相談受付価格転嫁への対応やコスト削減など、相談内容に応じて、産業振興財団の窓口相談やワンデイコンサルティングと連携【相談件数】11件（R8.3.3～R8.7.10時点）

- ・資金繰り相談 8件（市7件、財団0件、協会1件）
- ・資材不足・調達に関する相談 3件（市0件、財団1件、協会2件）

(2) 融資制度による資金繰り支援

ア 緊急経営応援資金の創設（信用保証料補助100%の補助）※R8.7.1～R8.12.28保証申込受付分まで

原油価格高騰やナフサショック等の状況を踏まえ、中東情勢の影響を受けている事業者向けの資金を創設信用保証料補助率を100%とし、1年以内の借入については融資利率を年1.5%以内とするなど、低利での借入が可能融資限度額3,000万円、融資期間3年以内の短期運転資金

イ 伴走支援型経営力強化資金の信用保証料補助70%の期間延長 ※R8.12.28保証申込受付分まで

中東情勢の悪化による原油価格の上昇や米国関税措置、物価高騰等の影響を受けている市内中小企業が、収益力の向上や事業の成長・拡大に向けた事業計画を策定し、金融機関等の伴走支援を受ける「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料補助率を70%とし、その期間を令和8年12月末まで延長

(3) 本市及び国の取組に係る情報発信

- ・市HP、事業者向けメールマガジンにより、中東情勢の相談窓口や価格転嫁の取組などについて周知
- ・経済団体を通じた周知、金融機関や川崎市産業振興財団など支援機関を通じた周知

4 事業者支援に関する本市の考え方について

中東情勢は、様々な業種における資材調達及び調達価格について影響を与えているが、現在、供給状況は部分的に改善されつつある。しかしながら、調達価格については高止まりの状況にあり、不透明感が依然として続いていることから、国の取組や事業者の実態について引き続き情報収集を行っていくとともに、資金繰り支援や、価格転嫁への対応、生産性向上などの経営基盤の強化に向けた支援等、個々の事業者の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていく。